

別記様式

議事録

会議の名称	令和7年度第2回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会
開催日時	令和7年1月26日(水)午後2時から3時45分まで
開催場所	岩倉市役所7階 第1委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	出席委員：日置委員長、杉浦副委員長、千村委員、村平委員、横井委員、山田委員、小川委員、梅田委員、長尾委員 小崎委員（秘書人事課長）、古田委員（福祉課長）、富委員（健康課長）、岡委員（商工農政課長）、酒井委員（学校教育課長） 事務局：伊藤市民協働部長、竹井協働安全課長、須藤統括主査、多田主任
会議の議題	・協議事項 (1) 岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 の進捗状況について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> その他（会議の副委員長の確認を得ている）
会議に提出された資料の名称	・資料1：岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿 ・資料2：岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き ・資料3：制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービス一覧 ・資料4：パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク 連携自治体一覧 ・資料5：パートナーシップ・ファミリーシップ制度 愛知県内自治体間連携について ・資料6：審議会等委員への女性の登用状況 ・資料7：岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 進捗状況報告書 2024事前質疑一覧 ・資料8：男女共同参画に関する市民意識調査票 ・資料9：岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会条例 ・資料10：令和7年度第1回男女共同参画基本計画推進委員会議事録（事前配付資料） ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021～2030 進捗状況報告書 2024
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	なし
その他の事項	議事録作成者 多田

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1 あいさつ	協働安全課長及び委員長よりあいさつ
2 協議事項	<p>(1) 岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 の進捗状況について 岩倉市男女共同参画基本計画進捗状況報告書 2024 及び資料 7 を用いて岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況について基本目標 4、5 を検証した。</p> <p>以下、議論のあった設問についてのみ記述する。</p> <p>4-(2)-②</p> <p>委員 (資料 7 の 20 ページ 3 つ目の質問の回答について) 「尾張北部権利擁護支援センターとの連携を強化する」とあり、関連する質問を行い回答があったが、当センターは何をしてくれる機関なのかが分からぬ。相談に対応する所なのか、成年後見人を紹介してくれる所なのか。</p> <p>事務局 市民成年後見人の養成や、成年後見制度についての相談事業を行っている機関になる。当センターと連携強化しながら高齢者の権利擁護に努めていくものと理解している。</p> <p>委員 認知機能に問題が無ければ良いが、認知症になってからの契約はどうするのか。</p> <p>事務局 成年後見制度は、認知機能が低下してから利用することがほとんどで、介護支援員や市職員等周りの人が関わる中で認知機能に問題があることが判明し制度の利用が必要な際に検討が始まる。</p> <p>裁判所に成年後見人を選んでもらうことは時間も掛かり、また成り手がないということで、市民後見制度が始まった経緯があると思われる。</p> <p>委員 成年後見制度は、月々費用が掛かることが問題である。</p> <p>事務局 弁護士が成年後見人の場合月々何万円か費用が必要になるが、市民成年後見人の場合は弁護士と比べて費用の負担は軽くなる。そういう事情もあり市民後見人を育成することや、成年後見人に関する相談ができる機関をつくり、より多くの人が成年後見制度を利用できるようにしていく取組の一つだと認識している。</p> <p>委員長 成年後見制度が開始して時間が経つが、なかなか進んでいない状況がある。それでも少しづつ制度利用者が増えているようであるが、岩倉市で成年後見制度を使っている人数は把握しているか。</p> <p>また、日本は申請制度であり、本人または家族から申請がなければ裁判所は動かない問題がある。これから団塊の世代が高齢の一人暮らしになり、本人や家族からの成年後見人の申請がない場合、何か起こっても行政</p>

	などなかなか動けないのではないか。そのようなことを防ぐために、尾張北部権利擁護支援センターが成年後見人の必要な人を把握し、成年後見制度を利用しませんかと促していく必要がある。
事務局	担当課職員が当委員会に不在の為、現時点で市が後見制度利用者数を把握しているかどうかについては分かりかねる。 親族がいない場合は、市長権限により裁判所に市が申請することができる。 (後日確認したところ、岩倉市内で成年後見制度を利用している人は、令和6年12月31日時点で70人であった。)
委員長	日本の介護保険制度はドイツの制度を参考にしたとされているが、ドイツでは成年後見制度が日本より進んでおり、本人や家族からの申請の他に、医者や市職員等が職権により裁判所に成年後見人の通告をするになっている。成年後見人が付けば、1人暮らしで何か起こっても迅速に対応できる。
	日本では人が亡くなった場合、親族を探して同意を得ないと家の処分もできないが、成年後見人が付いていれば、後見人の判断で処分することができる。ドイツでは独居老人の問題から職権制度を導入した経緯があると思われる。
4-(4)-②	
委員	(資料7の22ページ3つ目の質問の回答について) 質問の回答に、「公園の遊具に関してインクルーシブ化の研究をすすめる」とあるが、遊具のインクルーシブ化とはか。
委員 (職員)	担当者ではないので恐らくではあるが、現在の遊具はどうしても健康な人が使うものが多いけれども、障がいがあっても使えるなどみんなが使える遊具にできないかということを研究しているということだと思われる。
委員	公園の遊具が危ないという理由でどんどん取り外され、ボール遊びも禁止され、何をやるんだろうという公園も増えている。健常者も障がい者も楽しめない公園を直して欲しい。
委員 (職員)	遊具に関しては、どうしても危ないという意見がある。直接保護者から意見が入り、怪我をしているんじゃないかとなると責任問題もあり、一旦使用禁止にする等どうしても消極的な対応になってしまう。
委員長	今の公園は遊具がほとんどないのか。
委員 (職員)	遊具が無いわけではないが、老朽化してきた時に安全面を考えるとどうしてもスリルがある遊具は設置が難しくなる。
5-(1)-②	
委員	(資料7の23ページ2つ目の質問の回答について)

	人権講演会は例年いのちをテーマにしたものが多く、バイオレンスやジェンダーに関するテーマも扱って欲しいと思う。
委員 (職員)	市から各学校に委託し、学校の裁量でテーマを設けて主に講演会を行っている。人権というテーマで言えば、LGBTQ+も障がい者も命の大切さも実績としてはあるが、性暴力等については実績がないように思うので、学校へ伺った意見を共有する。
委員長	講師は学校が選んでいるのか。
委員 (職員)	講師は学校で選んでいる。協議会があるので、学校間で情報共有も行っており、1人の講師に3校の講演をしてもらうこともある。
委員	年1回の講演会の機会で性暴力のテーマは学校では扱いづらい傾向があるのではないか。
委員長	確かにジェンダー教育や性教育は学校が良いと思っても、保護者からの反対があり当たり障りない内容になることはあるかもしれない。
委員	性暴力より柔らかめのテーマで、固定概念を解除するようなアンコンシャス・バイアスの取り組みをやっているのが気になる。
委員 (職員)	学校で先生も無意識にジェンダーに関する発言をしているのではないか。例えば、LGBTQ+の講演の中で生い立ちを聞き、こういった偏見をしないでくださいというような話には触れるとは思う。
委員長	アンコンシャス・バイアスは過激な内容にはならないので、テーマに取り上げやすいのではないか。
委員	講演会以外にももしアンコンシャス・バイアスに関する取り組みがあれば進捗状況報告書等に是非書いてもらいたい。
委員	人権の講演会は年1回なので、普段の道徳や保健体育の授業などで定期的に取り組みをすることが大切である。前回も話したが、周りの大人や親の価値観が子どもの価値観に影響を与えるので、親や先生がジェンダーについて学ぶ機会が必要ではないか。
委員長	学校の先生はジェンダーに関する研修を受けているか。
委員 (職員)	まず学校全体の人権教育としては、講師を招いて実施する講演会が年1回、それ以外には日頃から道徳や学級活動の授業の中で人権に関する大型紙芝居やいじめ標語コンテストの参加やいじめ防止のキャンペーンとしてクラスでスローガンを出し合って掲示している。
	先生の研修は、夏休みを中心に様々な研修があり、ジェンダーに関する研修も受ける機会があると思うが、自由参加になり参加人数は把握していない。
委員長	問題意識のある先生しか参加できていない状況ということか。
委員 (職員)	先生のメインの仕事は授業研究になり、様々な研修がある中で人権の研修を必ず受講するよう求めるることは難しい部分がある。

委員長	人権に対して意識の低い先生ほど受講してもうことが大切。忙しいとは思うが、順番に受けてもらうのが良い。
委員長	(資料7の23ページ1つ目の質問の回答について) DV相談50件は多い方か。
委員 (職員)	新規が23件で継続が27件になる。継続も多い。 家庭児童相談室への相談が令和5年度169件、令和6年度が196件で年々増加している状況である。
委員	相談の内容が非常に困っているものから気軽な相談まで様々であると思われるので、数字では判断しづらい部分もある。
委員長	女性への暴力はなかなか減らないようで、人権意識が男女ともに浸透しているヨーロッパでも4分の1の女性がDVを受けている結果のアンケートがあった。意識が高まっても暴力そのものの根絶はなかなかできない難しさがある。
5-(1)-③	
委員	(資料7の24ページ1つ目の質問の回答について) 児童虐待の通告も29件から59件で増加傾向にある。
委員長	DVの陰には児童虐待があるので一緒に注意する必要がある。
委員	暴力ではなくて、実子からの経済的な暴力もあると思う。相談はしていないので件数に含まれていないが、DVにあっているということもあるのではないか。
委員 (職員)	そのような場合は、DVではなく高齢者虐待案件として取り扱っている。
委員	(資料7の23ページ3つ目の質問の回答について) 赤ちゃん訪問事業について、子どもが生まれた時に民生委員の方が絵本を持ってきてくれたがそこから何もなかった。どのようなものであるのか。
委員	医学的・道徳的な趣旨ではなく、「あなたの住んでいる地域にあなたを心配している人がいるよ」とお母さんに安心感を持つてもらうことを目的に行っている。本は渡してお終いではなくて、きっかけとして持っていく。2人目が生まれたら歯ブラシを持って行って、上の子に下の子に1本渡してねと言ってお母さんの気持ちを和らげることをしている。
	しかしながら、今は昔と変わってきたこともあり、次期の12月からは新しい民生委員の課題として赤ちゃん訪問を考え直すことになっている。
委員	お話をいただいた趣旨を訪問があったときに感じてありがたいなと思いつつも連絡が1回だけだったので、もう少し関わる機会があると良かったと思う。

委員	子どもたちがいそうな公園に足を運んで成長を見守ったり、小学1年生のお祝いに黄色い傘を「小学校も頑張ってね」と届けることもしていた。社会福祉協議会から新1年生の名簿を提供してもらうことができなくなつたので傘のプレゼントができなくなり残念に思っている。
委員	今後の方向性が問われているという事で寂しく思う。
委員	今のお母さんはお仕事されていて忙しい。赤ちゃんに会いたいわと話すとせっかく寝たばかりなのにとなることもある。10年間やってきて、最初はとても警戒されるが、玄関先だけで部屋には絶対入らない、粗品をお渡しするということでお断りされたことはなかった。
委員 (職員)	個人的にはぜひ続けてもらいたいと思っている。
委員	外国人が増えている団地にも民生委員がいて、子育て中の不安を感じている外国人もいると思うので、きっかけとして赤ちゃん訪問があると良いとは思う。
委員	外国人の方の赤ちゃん訪問も行ったことがあり、言葉は通じないが、身振り手振りでやりとりした。訪問することをメモに書いてポストに入れておくと通訳できる人を連れてきてくれることもあった。コミュニケーションとまでは行かなくても何か伝わるようだった。
5- (2) -②	
委員長	(資料7の25ページ2つ目の質問の回答について) 教員の盗撮は岩倉市では発生していないか。
委員 (職員)	発生していない。 侵入防止で防犯カメラを設置している学校はある。監視カメラについては教育活動の萎縮に繋がる可能性もあり慎重になる必要がある。
その他	
委員	男女共同参画基本計画は他の市町でもあると思うが、ほとんど名称も同じなのか。 男女共同参画と聞いて思い浮かぶ以外のことが多く載っていると感じた。
事務局	名称は大体同じで、サブタイトルが付くなど少し違ってくるはあるが、基本的には男女共同参画基本計画になる。
委員長	国の男女共同参画社会基本法があり、それに沿って国が男女共同参画基本計画を作り、それを勘案して県が作り、市が作っているため、男女共同参画基本計画というところは同じになる。
	ジェンダー主流化と言うが、あらゆる社会・家庭・人生の中で男性も女性も暮らしやすくしていこうという考え方で、単に男女平等という話だけではなく、非常に広範囲で考えていくものになる。

委員 以前は青少年婦人部という形でやっていたものが、青少年婦人だけじゃないとなり男女共同参画になって、性の多様性で男女だけで分けられないとなると男女共同参画という名称も変わってくるのではないかと思う。

委員長 最後は人権で、男女を超えて一人ひとりがどう生きやすい社会を作っていくか、尊重し合っていくかという社会に向けて我々は努力するということだと思う。

3 その他
特になし

以上